

# OKAYAMA 2025~2026

# SECURITY GUIDE

## MEMBERSHIP LIST



ガドワンくん

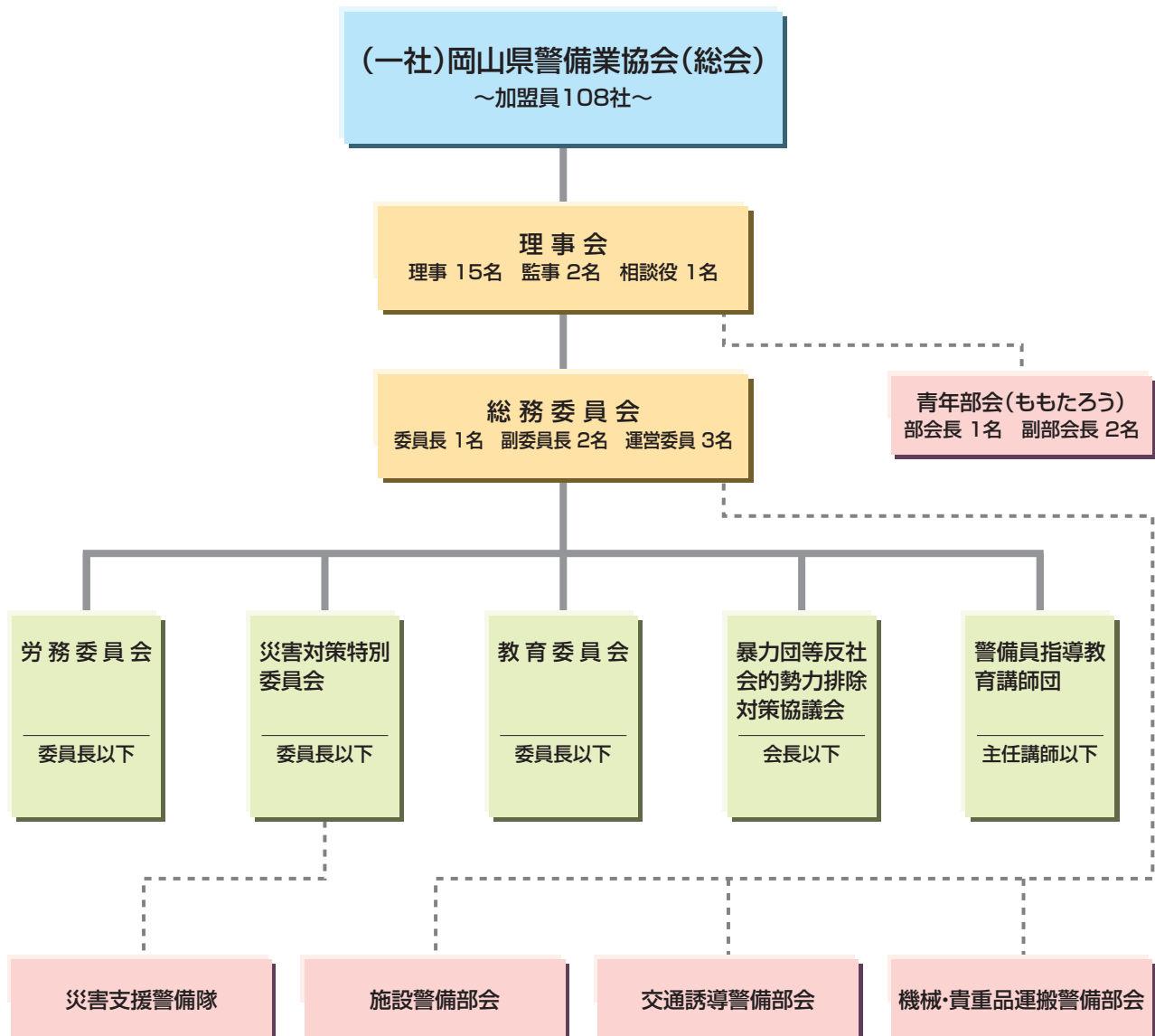
ガードくん

©全国警備業協会

©AJSSA

一般社団法人 岡山県警備業協会

# (一社)岡山県警備業協会組織図



## 沿 革

- ・1972年(昭和47年) 岡山県警備業連絡協議会発足(3月15日)
- ・1978年(昭和53年) 全国警備業協会連合会に加盟
- ・1979年(昭和54年) 中国地区警備業協会連絡協議会に加盟
- ・1980年(昭和55年) 岡山県警備業協会と改称(会員数38社)
- ・1982年(昭和57年) 社団法人岡山県警備業協会設立(9月18日)
- ・2012年(平成24年) 一般社団法人岡山県警備業協会設立(4月1日)
- ・2025年(令和7年) 加盟社108社(10月1日現在)

# 協会の主な事業

(一社)岡山県警備業協会では、警備員が警備のプロとして社会公共の安全に寄与できるように、様々な事業活動を行っています。



定時総会



経営者研修会



定時総会(会長挨拶)



岡山県警備業安全衛生大会



暴力団等反社会的勢力排除協議会



3警備業務合同部会



警備員表彰式



選任警備員指導教育責任者等研修会

# (一社)岡山県警備業協会ホームページ掲載内容



## 警備業の業務内容

### 1 施設警備(1号警備業務)

- スーパー、百貨店、工場、公園等の警備
- 港湾、空港等の警備
- ビル等の総合管理
- 万引き防止・警戒等の保安警備

### 2 交通誘導警備(2号警備業務)

- 国道等の道路工事現場での警備
- 駐車場・駐輪場の出入口等での人や車両の誘導警備

### 3 雑踏警備(2号警備業務)

- 祭り等各種イベント会場での警備
- コンサート等催し会場での警備

### 4 貴重品運搬警備(3号警備業務)

- 現金、貴金属、美術品等の運搬警備



貴重品運搬警備業務(警察との合同訓練)

### 5 身辺警備(4号警備業務)

- 民間企業等の要人、芸能人、スポーツ選手、来日著名人等のボディガード
- 位置情報サービス
- 子どもや一般女性に対するエスコート・サービス

### 6 機械警備

- センサー等の器具を取り付け、夜間、休日等無人になる建物等の警備
- パトロール車に乗車して現場に駆けつける警備

### 7 プール監視業務

- ※プールの所有者から有償で委託を受けて行う場合



おかやまマラソン警備

## 警備員教育制度

警備業法では警備員に対する教育を厳格に定めています。

岡山県警備業協会では、警備員教育を徹底し、警備員の質的向上を図るとともに、全ての警備員が警備の根幹をなす安全に対する高度な知識と技術、的確な判断力を持てるように養成しています。

また、加盟各社におきましても、地域社会の信頼と期待に応えるために、警備員に対して一定水準以上の教育を徹底し、警備のプロフェッショナルとしての育成に努めています。

### 警備員教育の実施(法的義務)

#### 新任教育

- 警備員として採用されたときには20時間以上の基本教育及び業務別教育を行わなければ警備現場に配置できません。  
但し、有資格者、警備業務の経験年数等によって減免があります。

#### 現任教育

- 現に警備業務に従事させている警備員に対しては、毎年度ごとに10時間以上の基本教育及び業務別教育を行っています。  
但し、有資格者によって減免があります。
- 現任教育は各警備会社で実施しているほか、(一社)岡山県警備業協会においても、施設、交通誘導警備員を対象に行っています。

採用

▶ 新任教育

▶ 現場配置

▶ 現任教育

### 指導教育責任者等の講習

岡山県警備業協会では

- 警備員の教育を担当する責任者を育成するため岡山県公安委員会の委託を受けて「警備員指導教育責任者講習」及び「機械警備業務管理者講習」を行っています。  
講習終了後に修了考査が行われ、合格者は公安委員会への申請により警備員指導教育責任者資格者証が交付されます。  
※ 警備業の認定を受けるためには当該企業において警備員指導教育責任者を選任することが絶対的要件となっています。

### 警備員は警備の専門職を目指し、常に自己研鑽しています

警備員は、警備業務を適正に行うための教育を常時受けるとともに業務能力の向上について訓練を積み、さらに検定資格を取得しています。

警備のプロとしての警備業務に必要な法律関係や警備の業種に対応した車両の誘導、巡回警備、事故発生時の処置、救急蘇生法、警察機関等への連絡要領などの知識技能を有しています。

**プロの育成を目指し、「安全・安心」の社会づくりに貢献いたします**

## 警備員指導教育責任者講習種別及び講習時間

### 新規取得講習

＝新規に資格者証を取得するための業務区分ごとの講習（講習規則第3条・第5条）

#### 〔受講資格〕

##### ◇新規1号（47時限）・新規2号（38時限）・新規3号（38時限）

- (1) 最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者
- (2) 当該警備業務1級の検定合格証明書の交付を受けている者
- (3) 当該警備業務2級の検定合格証明書の交付を受けている警備員で、当該合格証明書の交付を受けた後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの
- (4) 当該警備業務1級の旧検定に合格した者
- (5) 当該警備業務2級の旧検定に合格した警備員で、当該検定に合格した後、継続して1年以上当該警備業務に従事しているもの

##### ◇新規4号（34時限）

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

### 追加取得講習

＝警備員指導教育責任者資格者証等を取得した者が、更に他の業務区分の資格者証を取得するための講習（講習規則第6条）

#### 〔受講資格〕

##### ◇追加1号（23時限）・追加2号（14時限）・追加3号（14時限）

当該警備業務の区分以外の警備業務の区分に係る法第22条第2項に規定する警備員指導教育責任者資格者証又は警備員指導教育責任者及び機械警備業務管理者に係る講習等に関する規則第7条第1項に規定する警備員指導教育責任者講習修了証明書の交付を受けている者であって、

○上記新規1号～3号取得講習の受講資格(1)～(5)のいずれかに該当するもの。

##### ◇追加4号（10時限）

上記のとおり警備員指導教育責任者資格者証又は同修了証明書の交付を受けている者であって、

最近5年間に当該警備業務の区分に係る警備業務に従事した期間が通算して3年以上である者

### 現任講習

＝全ての営業所の取扱う業務区分ごとの選任の指導教育責任者が、公安委員会からの通知を受けて受講する定期講習（5時限）～3年ごとに1回・講習規則第9条

## 機械警備業務管理者講習

- 講習時間……22時間
- 受講資格……資格制限なし。

※（ ）内は講習時間、1時限は50分

# 警備料金算出方法等

## 1 交通誘導警備員の警備料金

費目	業務内容	内訳	適用する単価例	備考
直接人件費：警備員に支払われる賃金 ※社会保険料の本人負担分等が含まれる	警備業法による検定合格者の配置義務のある対象工事における交通誘導警備業務	交通誘導警備業務1級又は2級検定合格警備員	交通誘導員A	※注1
	警備業法による検定合格者の配置義務のない対象工事における交通誘導警備業務	その他の交通誘導警備員	交通誘導員B	
間接人件費：交通誘導警備員の雇用に伴って必要となる法定福利費の事業主負担額、労務管理費、安全対策に要する安全費、安全訓練費等			直接人件費×必要経費率	※注2
一般管理費等：交通誘導警備業務担当部署以外の諸経費や当該警備会社を継続的に維持運営するために要する費用			(直接人件費+間接人件費)×一般管理費率	※注3
消費税相当額			(直接人件費+間接人件費+一般管理費等)×消費税率	
合計			直接人件費+間接人件費+一般管理費等+消費税相当額	

注1：国土交通省公共工事設計労務単価

・国土交通省ホームページで公開。

国土交通省土木工事積算基準「安全費の積上げ項目による交通誘導員の積算」

・土木工事積算基準書（一財）建築物価調査会

2：国土交通省参考公表：建設労働者の雇用に伴い必要な経費の表示（試行）

・国土交通省ホームページで公開。

3：国土交通省土木工事積算基準等を参考とするが、警備会社において一般管理費及び付加利益として損益計算書に計上される経費を比率によって計上。

## 2 施設警備員の警備料金

施設警備員の労務単価（日割り基礎単価、割増基礎単価率）は、警備員の検定資格の有無、資格の1級2級の別、実務経験の年数、技術力や能力の程度によって、A・B・Cに区分されます。国土交通省官庁営繕部が作成し公表する最新の「建築保全業務労務単価について」を参照にしてください。

### 警備料金標準見積書の様式

当協会では、警備業の持続的な発展を支えるために雇用環境の改善、若年入職者の確保、公平で健全な競争環境の確保等に取り組んでいます。

つきましては、雇用保険、健康保険、厚生年金保険、労災保険に加入するための原資となる法定福利費は、警備業務の発注者が負担する警備料金委託料に含まれる経費であることをご理解頂きますようお願い致します。

当協会に加盟する各社では、平成27年度から警備業務の発注者への見積書の提出に当たりましては、標準見積書（様式1及び様式2）又は、この様式に準じた見積書を提出させて頂いております。

# 警備業を依頼されるユーザーの皆様へ

警備業務とは、

- 1 事務所、住宅、興行場、駐車場、遊園地等における盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 2 人若しくは車両の雑踏する場所又はこれらの通行に危険のある場所における負傷等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 3 運搬中の現金、貴金属、美術品等に係る盗難等の事故の発生を警戒し、防止する業務
  - 4 人の身体に対する危害の発生を、その身辺において警戒し、防止する業務
- のいずれかに該当する業務であって、他人の需要に応じて行うものをいいます。

警備業法では、警備業務を営業するには、主な営業所(本社等)が所在する都道府県公安委員会で認定を受ける必要があることが定められています。

また、認定を受けた警備業者であっても他の都道府県で警備業を行うときは、その区域を管轄する公安委員会に届出をする必要があります。

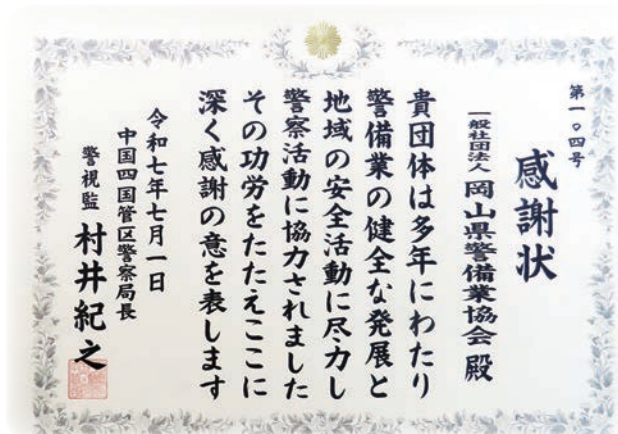
従いまして、警備業者に警備業務を依頼する場合は、認定や届出の有無を必ず確認して頂きますようお願い致します。

また、法令で定める特定種別の警備業務は、その種別ごとに合格証明書の交付を受けている警備員(検定合格警備員)に警備業務を実施させなければならないと規定されています。

これは、専門的知識及び能力を有する警備員に特定の警備業務を実施させることにより、事故等のない適正な警備業務を確保するためです。

ユーザーの方は、「検定合格警備員の配置基準」をご理解のうえ、違法な警備業務にならない契約を締結して頂きますとともに警備業務に応じた適正な警備料金での締結も併せてお願い致します。

## 地域の「安全・安心」のために



清掃活動



歳末特別警戒

# 警備業における適正取引の推進

## 警備業における 適正取引 の推進

毎年9月・3月  
価格交渉促進月間



これって違法！？  
～適正取引のポイント～

一般社団法人 全国警備業協会  
協力：警察庁

警備業は、1962年に誕生して以来、多くのお客様に支えられながら、防犯・防災の観点から社会に安全・安心を提供する生活安全産業としての地位を気付いてまいりました。

しかしながら、警備業界では、低賃金や厳しい労働環境を原因とする人手不足が長年の課題となっており、このような状況が続けば、近い将来、すべてのお客様のニーズに応えることができなくなることが懸念されます。

これまでの警備業界では、取引上、発注者（委託事業者）が強い立場にあることから、例えば、「警備業務以外の付帯業務にかかる対価」、「発注元の都合による著しい警備料金の減額」などについて、警備料金の交渉をしたくても以後の取引を断られることをおそれ、交渉がうまくできない商慣行が存在し、てきせいな取引ができていないケースも多々ありました。

今後、警備業が更に健全に発展し、全てのお客様のニーズに応じていくためには、お互いが必要な費用などについて、交渉ができる環境を構築し、双方が手を取り合い一体となって取り組んで行くことがとても重要であると考えております。

こうした観点に立ち、また、政府の施策として各団体による自主行動計画の策定が求められていることから、一般社団法人全国警備業協会（以下「全警協」という）では、警察庁並びに関係省庁と綿密に検討を重ね、望ましい取引事例や下請法等で問題となる事例を取りまとめた「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」を策定（全警協ホームページ参照）し、その実務版として、左リーフレットが作成されました。（2025年、下請法が「製造委託等に係る中小受託事業者に対する代金の支払いの遅延等の防止に関する法律」（取適法）に改正されたことに伴いリーフレット改訂）

このリーフレットは、これまで実際にみられた取引慣行のうち、よくありがちな事例をピックアップし、その上で目指すべき取引を事例ごとに掲載されています。（次ページ参照）

## 警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画

全警協 自主行動計画

検索

### 「自主行動計画に基づいた適正取引の推進について」

現在、全国で約59万人の警備員の方々が、その業務を通じて地域の安全・安心の実現に貢献されています。

警備業は国民や事業者の自主防犯活動を補完・代行する役割を担っており、生活安全産業として、その果たすべき役割は一層重要なものと認識されています。

政府では、原材料費やエネルギー費、労務費等が上昇する中、中小企業が物価上昇を上回る賃上げの原資を確保するためには、価格転嫁を含む取引適正化が極めて重要だと捉え、関係省庁が一丸となって、パートナーシップ構築宣言や商慣習の見直し等の取組を推進しているところです。

今後の警備業の健全な発展のためには、こうした政府の動きにあわせて、警備業者の皆様による警備員教育等を通じた質の向上だけでなく、警備業における適正な取引のための不断の取組が必要です。

この度、（一社）全国警備業協会において改訂された「警備業における適正取引推進等に向けた自主行動計画」の下で、警備業者の皆様が警備業の適正な取引の推進に向けて積極的に取り組まれることを願っております。

警察庁生活安全局長 山田 好 孝

# 次の取引内容は、「取適法(旧下請法)」又は「独占禁止法」を違反するおそれがあります。

## 活用方法

本リーフレットは、「どのような取引行為が法令違反に該当するおそれがあるのか?」「どのように交渉を進めれば効果的なのか?」などについてまとめています。十分に理解し、適宜、本リーフレットを発注者に提示するなどしてご活用ください。

警備会社の経営者をはじめ、警備員、営業員、事務スタッフ等のあらゆる立場、職位の方々にご利用いただき、警備業における適正取引について広く普及に努めていただければ幸いです。

事例は全て実際に起きたことを基にしています。

### 01 書面の作成義務、交付義務、保存義務の違反

#### 発注内容は書面化されていますか?

**事例** 緊急を要するため、発注者が警備業者に口頭(電話)で警備業務を委託し、その後、注文書を交付しなかった。



#### 目指すべき取引

- 発注者と十分に協議を行い、支払条件や提供業務の内容など、あらかじめ具体的に合意の上、書面化している。
- 契約内容と実態が乖離している場合には、書面と実態とを合わせるために発注者と協議している。

チェック欄

### 02 代金の支払遅延

#### 支払期日は守られていますか?

**事例** あらかじめ定めた支払期日を過ぎても警備料金が支払われず、支払を遅延させた。



#### 目指すべき取引

- 発注者に対し、できる限り短い期間内(取適法の適用を受ける取引においては、警備業務を提供した日から60日以内のできる限り短い期間内)に支払期日を定めることを求めている。
- 支払が期日を超えた場合は、遅延利息(取適法の適用を受ける取引においては、起算日から60日を超えた場合、最低限、年率14.6%)の支払を求めている。
- 継続取引において、受注した警備業務が長期間に及ぶ場合、必要があれば、月単位での支払を発注者に求めている。

チェック欄

### 03 代金の減額

#### 警備料金の支払い時に減額されていませんか?

**事例** 発注者から警備料金の支払い時に一方1,000円単位で値引いて支払われた。

#### 目指すべき取引

- 何らかの名目があっても、実質的にその理由の説明を求め、発注者と交渉している。
- 発注者側の担当者による一方的な減額権限者と交渉を行っている。
- 受注担当者が安易に代金減額に応じないで、発注者と交渉している。
- 安易に端数の切捨てに応じないで、法に基づいて交渉を求めている。

### 04 買ったとき・協議に応じない一方的な代金決定

#### 著しく低い警備料金を一方的に設定されていませんか?

**事例** 従来の警備料金から一律に一定率で単に一方的に引き下げられることにより、通常より著しく低い警備料金が定められた。

#### 目指すべき取引

- 見積り時における業務量や期間が大幅に異なる場合は、十分な協議を行い、料金の再設定、追加費用を求めている。
- 通常より短い準備期間での業務提供となる場合は、裏付けとなる客観的資料を提示するよう求めている。
- 労務費、原材料費、エネルギーコスト等に著しく変動がある場合は、発注者に価格変更を柔軟に行うよう要求し、価格変更を求めている。
- 発注者が協議に応じない場合は、合理的な理由を求めている。

※価格交渉の際は、当リーフレット「警備業における適正取引」を積極的にご活用ください。

# 「独禁法」等に



一方的に  
。

チェック欄

毎に代金減額の要請があった場合は、交渉を行っている。

減額要請については、発注者側の

応じていないか、社内においてチェック

で、法令違反のリスクを説明し、改善を

ない

せんか?

で単価を  
通常の対  
られた。



チェック欄

が大幅に変更される場合、発注者と十分に費用の負担を求めている。

提供を要請された場合は、負担増しの  
するなどした上で、料金の増額を求め

スト等のコストが増加した場合は、発注  
求め、適切なコスト増加分の全額転嫁

、理由を書面、電子メール等での回答

は、当協会作成のリーフレット  
る適切な価格転嫁の実現に向けて、  
活用ください。



## 05 購入・利用強制

### 自社商品の購入等を強制されていませんか?

**事例** 発注者が関わるチケットや商品の購入を強制させられた。



目指すべき取引

- 購入・利用強制が違法であり、応じることができない旨を伝える。

チェック欄

## 06 不当な経済上の利益の提供要請

### 契約外の作業等を無償提供していませんか?

**事例** 発注者から契約外の除石作業やトラックの洗車、休憩所、トイレ等の清掃をさせられた。



目指すべき取引

- 契約外業務を要請された場合は、まず、契約外である旨を伝える。
- 必要に応じ、業務の範囲等を協議の上書面化し、有償で対応する。
- 発注者がこれに応じない場合は、契約外業務は行わない。
- 現場で契約外業務を要請された場合は、現場担当者のみで判断せず権限者に報告し、発注者と協議している。
- これまでの慣行で付帯業務等の契約外業務の実施要請に応じていないか社内においてチェックを行っている。

チェック欄

## 07 不当な給付内容の変更及び不当なやり直し

### 発注者の都合を理由とした警備業務のキャンセルをされていませんか?

**事例** 受注した警備業務に必要な機器、人員を手配した後に、発注者の都合で発注をキャンセルしたにもかかわらず、警備会社が要した費用は支払われなかった。



キャンセル費用を払って欲しくないんだよな〜

目指すべき取引

- 発注者の都合により、仕様や業務提供日・期間の変更等が生じた場合は、これに伴い発生した費用の負担を求めている。
- 解約金やキャンセル料の発生について、発注者に対し、あらかじめ書面化するよう求めている。

チェック欄

# 検定合格警備員の配置基準

## 〔特定の種別の警備業務の実施基準（警備員等の検定等に関する規則第2条）〕

警備業務の種別	警備員	人数
① 空港保安警備業務	空港保安警備業務1級検定合格証明書の交付を受けている者(以下、1級検定合格警備員という。)	空港保安警備業務を行う場所ごとに 1人 ※1
	空港保安警備業務に係る1級検定合格警備員又は、空港保安警備業務2級検定合格証明書の交付を受けている者(以下、2級検定合格警備員という。)	エックス線透視装置が設置される場所ごとに 1人以上
② 施設警備業務 (防護対象特定核燃料物質取扱施設に係るものに限る)	施設警備業務に係る1級検定合格警備員	施設警備業務を行う敷地ごとに 1人
	施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	施設警備業務を行う敷地内の一の防護対象特定核燃料物質取扱施設ごとに 1人以上
③ 施設警備業務 (空港に係るものに限る)	施設警備業務に係る1級検定合格警備員	施設警備業務を行う空港ごとに 1人
	施設警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	施設警備業務を行う空港の敷地内の旅客ターミナル施設又は当該施設以外の当該空港の部分ごとに 1人以上
④ 雑踏警備業務 (12・13ページ参照)	雑踏警備業務に係る1級検定合格警備員 (平成22年6月1日から施行。)	雑踏警備業務を行う場所(当該場所の広さ、予想される雑踏の状況、従事する警備員の人数及び配置状況により当該場所が二以上の区域に区分される場合に限る。)ごとに 1人
	雑踏警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員 (平成21年6月1日から施行。)	雑踏警備業務を行う場所ごと(当該場所の広さ、予想される雑踏の状況、従事する警備員の人数及び配置状況により当該場所が二以上の区域に区分される場合には、区域ごと。)に ※2 1人以上
⑤ 交通誘導警備業務 (高速自動車国道又は自動車専用道路)	交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1人以上
⑥ 交通誘導警備業務 (道路又は交通の状況により、都道府県公安委員会が道路における危険を防止するため必要と認める路線に限る。)	交通誘導警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	交通誘導警備業務を行う場所ごとに 1人以上
		岡山県公安委員会が検定合格警備員の配置が必要と認定した路線(令和7年10月1日施行) (14ページ参照)
⑦ 核燃料物質等危険物運搬警備業務 (防護対象特定核燃料物質に係るものに限る)	核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級検定合格警備員	防護対象特定核燃料物質を運搬する車両又は伴走車その他の運搬に同行する車両(以下「防護対象特定核燃料物質運搬車両」という。)のいずれかに 1人
	核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	防護対象特定核燃料物質運搬車両(核燃料物質等危険物運搬警備業務に係る1級検定合格警備員の配置車両を除く。)ごとに 1人以上
⑧ 貴重品運搬警備業務 (現金に係るものに限る。)	貴重品運搬警備業務に係る1級検定合格警備員又は2級検定合格警備員	現金を運搬する車両ごとに 1人以上

上記警備業務に従事する検定合格警備員は、当該種別に係る検定合格証明書の携帯義務があり、関係者への提示義務がある。

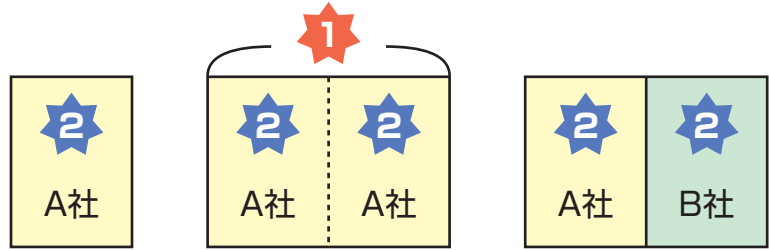
※1 当該場所の範囲を特定するに当たっては、手荷物等検査器具の性能、情報通信技術の利用の状況その他の事情を勘案する。

※2 当該区域を特定するに当たっては、情報通信技術の利用の状況を勘案する。

# 雑踏警備業務検定合格警備員の配置基準

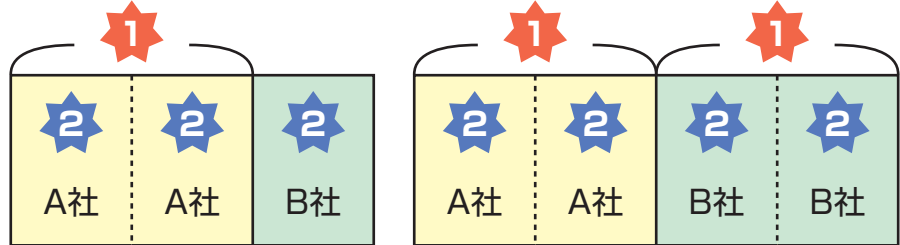
## <考え方>

- 各区域に、区域内の警備員を指導する者として、2級(又は1級)検定合格警備員を1人以上配置する。
- 一の業者が複数の区域を担当する場合には、複数の区域全体を統括管理する者として、1級検定合格警備員を1人配置する。



**1** = 1級検定合格警備員

**2** = 2級(又は1級)検定合格警備員



## 雑踏警備業務検定合格警備員の配置基準の区域の例示

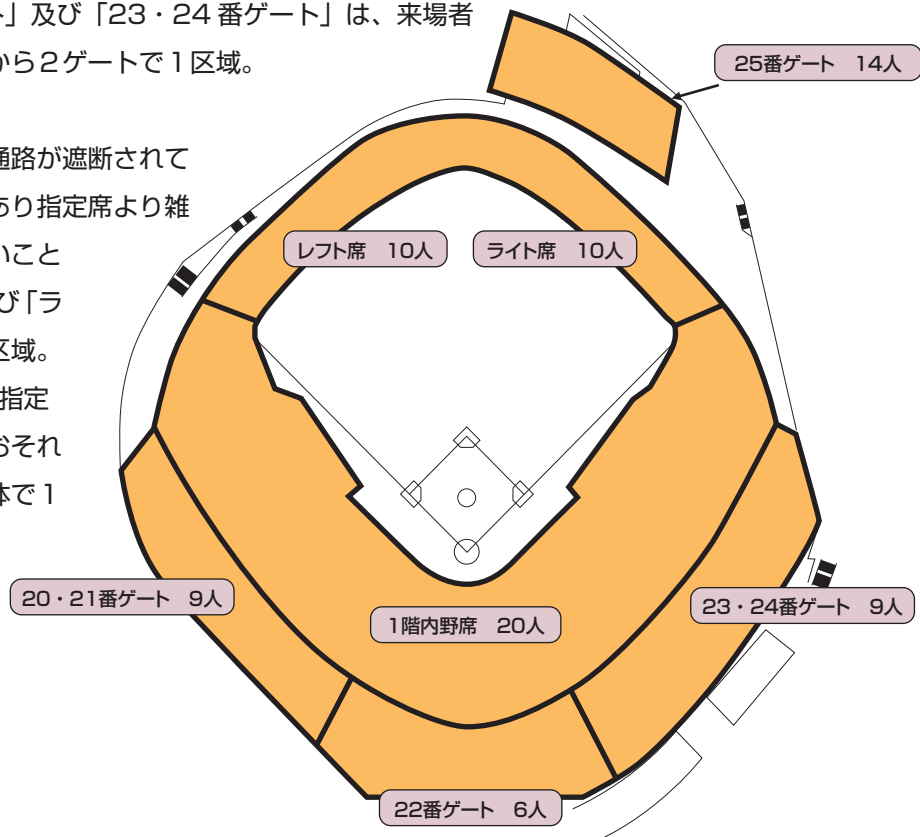
### 1 球場警備における「区域」の一例 ~東京ドームにおけるプロ野球公式戦の例~

(注)

- 区域の区分は、予想される雑踏の状況、警備員数等の諸条件により変わり得る。
- 警備員数は、予想される雑踏の状況、球場の係員数等の諸条件により変わり得る。

(区域の区分の考え方)

- ゲートにおける警備
  - ◇ 「22番ゲート」及び「25番ゲート」は、来場者が多いことから1ゲートで1区域。
  - ◇ 「20・21番ゲート」及び「23・24番ゲート」は、来場者が比較的少ないことから2ゲートで1区域。
- スタンドにおける警備
  - ◇ 外野席は、中央で通路が遮断されていること、自由席であり指定席より雑踏事故のおそれが高いこと等から「レフト席」及び「ライト席」それぞれ1区域。
  - ◇ 「1階内野席」は、指定席であり雑踏事故のおそれが低いこと等から全体で1区域。



## 2 花火大会警備における「区域」の一例 ～東京都「いたばし花火大会」の例～

(注)

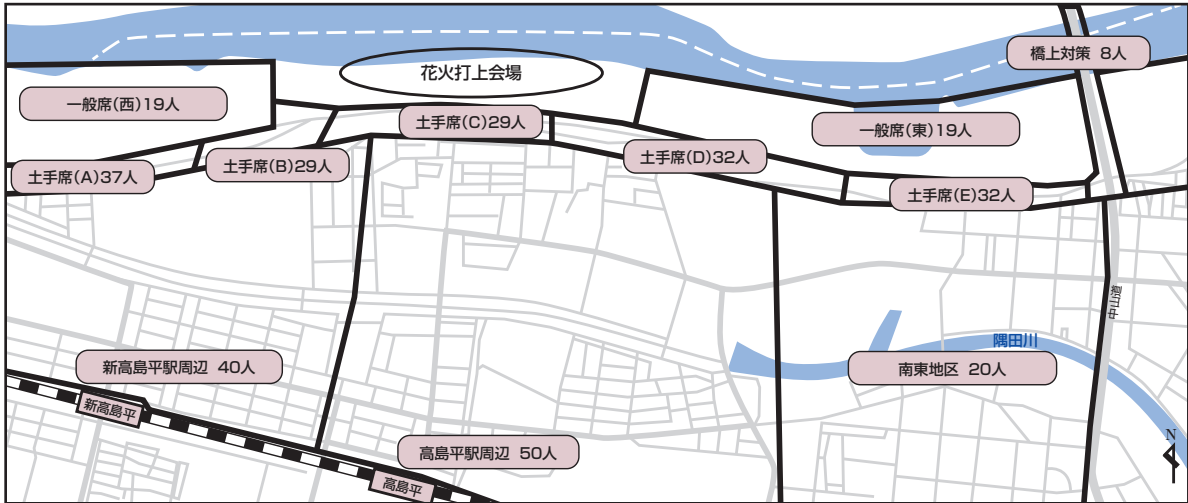
- 区域の区分は、予想される雑踏の状況、警備員数等の諸条件により変わり得る。
- 警備員数は、予想される雑踏の状況、警察官数等の諸条件により変わり得る。

(区域の区分の考え方)

- 土手：階段やスロープなど観客が密集する場所ごとに、それぞれ1区域。
- その他：駅、橋など観客が密集する場所ごとを基本に、それぞれ1区域。

(花火大会の概要)

- 観客数は約14万人。
- 会場への最寄りの駅は高島平駅であり、観客の大半が同駅を利用するが、新高島平駅の利用客も多い。
- 花火打ち上げ会場東には、国道が通る大橋が架かっており、多数の観客が通行する。
- 土手は、南北が急斜面となっていて、通路である階段やスロープに観客が滞留しがちである。



## 3 マラソン大会警備（架空）における「区域」のイメージ

(注)

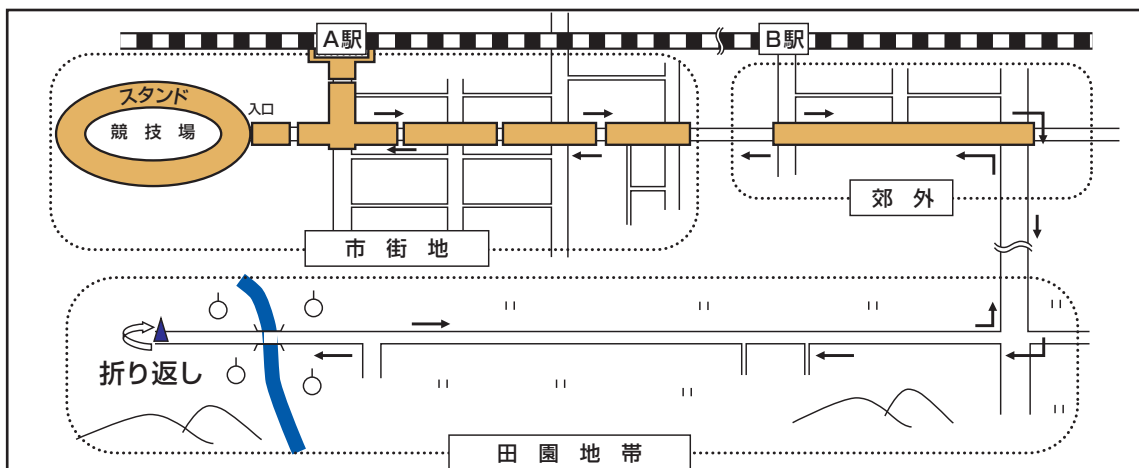
- 区域の区分は、予想される雑踏の状況、警備員数等の諸条件により変わり得る。

(区域の区分の考え方)

- 競技場のスタンド及び競技場入口は、観客が密集することから、それぞれ1区域。
- 市街地は、観客が密集する交差点や駅ごとに、それぞれ1区域。
- 郊外は、観客が密集するほどではないことから、市街地よりも広い範囲で1区域。
- 田園地帯は、観客はほとんどおらず、実施するのは交通誘導警備業務のみであり、雑踏警備業務は行わないことから、区域の設定は不要。

(マラソン大会〔架空〕の想定)

- A駅周辺は市街地（繁華街）であり、マラソン大会時にも観客が多数集まる。
- B駅周辺は郊外であり、マラソン大会の観客は密集する程ではない。
- 田園地帯には、マラソン大会の観客はほとんどいない。



# 交通誘導警備業務における検定合格警備員配置路線図

警備業者は、岡山県公安委員会が必要と認める路線(「認定路線」といいます。)において交通誘導警備業務を行うときは、交通誘導警備業務を行う場所ごとに、交通誘導警備業務1級又は2級の検定合格証明書の交付を受けている警備員を一人以上配置することが義務付けられています。

認定路線 令和7年10月1日施行(岡山県公安委員会告示第40号)				
国道2号	①	岡山吉井線(県道27号)	新規	⑪
国道30号	②	岡山牛窓線(県道28号)		⑫
国道53号	③	岡山港線(県道40号)		⑬
国道180号	④	岡山赤穂線(県道96号)	新規	⑭
国道181号	⑤	寒河本庄岡山線(県道397号) (岡山ブルーライン)	新規	⑮
国道250号	⑥	倉敷西環状線(県道428号)	新規	⑯
国道313号	⑦	国道179号	廃止	ア
国道374号	⑧	国道486号	廃止	イ
国道430号	⑨	倉敷玉野線(県道22号)	廃止	ウ
岡山児島線(県道21号)	⑩			

【下図参照】 同表①～⑯…認定路線、ア～ウ…廃止路線



# 警備業における法定備付書類

## ○営業所の備付け書類（8種類）及び保存期間等

警備業者は、内閣府令で定めるところにより、営業所ごとに、警備員の名簿その他内閣府令で定める書類を備えて、必要な事項を記載しなければならない。

（警備業法第45条、警備業法施行規則第66条第1項第1号から同項第8号関係）

- 1 警備員の名簿  
氏名、本籍、住所、生年月日及び採用年月日並びに退職した場合には退職年月日等施行規則で定められた事項を記載し、警備員全員の3年以内に撮影した写真を貼り付けたもの  
注・・・ 当該警備員が退職した後1年間保存
- 2 警備員ごとに、警備員の制限に該当しないことを誓約する書面の提出を受けた旨その他警備員の制限に該当しないことを確認するために講じた措置を記載した書類（いわゆる「確認票」）
- 3 護身用具の種類ごとの数量を記載した書面
- 4 警備員に対する指導に関する計画を記載した指導計画書  
注・・・ 実地に指導した日から2年間保存
- 5 年度ごとに、警備員教育に係る実施時期、内容、方法、時間数、実施者の氏名及び対象とする警備員の範囲に関する計画を記載した教育計画書  
注・・・ 当該教育期の開始の日の30日前までに備付け、教育期が修了した後2年間保存
- 6 年度ごとに、警備員教育に係る実施年月日、内容、方法、時間数、実施場所、実施者の氏名及び対象となった警備員の氏名を記録し、指導教育責任者及び実施者がこれらの事項について誤りがないことを確認する旨を付記した書類（いわゆる「教育実施簿」）  
注・・・ 当該教育期が修了した後2年間保存
- 7 警備業務に関する契約ごとに、当該契約に係る警備業務の依頼者等施行規則で定められた事項を記載した書面（いわゆる「警備契約一覧表」）
- 8 警備業務についての依頼者等からの苦情に関し、苦情を申し出た者の氏名及び連絡先、苦情の内容、原因究明の結果、苦情に対する弁明の内容、改善措置並びに苦情処理を担当した者の氏名を記載した書類（いわゆる「苦情処理簿」）

## ○基地局の備付け書類

機械警備業者は、基地局ごとに、次の事項を記載した書類を備えなければならない。

（警備業法第44条、警備業法施行規則第64条第1項第1号から第5号関係）

- 1 待機所ごとに、配置する警備員の氏名
- 2 警備業務対象施設の名称及び所在地
- 3 基地局及び待機所の位置並びに待機所ごとの警備業務対象施設の所在する地域（地図上表記）
- 4 待機所ごとに、市町村の区域ごとの警備業務対象施設の数
- 5 警備業務対象施設ごとに、待機所から警備業務対象施設までの路程及び基地局において、事案発生情報を受信した場合にその受信の時から警備員が現場に到着するまでに通常要する時間
- 6 待機所ごとに、配置する車両その他の装備の種類ごとの数量
- 7 事案発生情報を受信した日時、その情報に係る警備業務対象施設の名称及び所在地並びにその情報に応じて講じた措置及びその結果（警備員を現場臨場させた場合は、現場到着所要時間を含む）  
注・・・ 当該情報の受信の日から1年間保存

# 特別講習実施状況



警備員特別講習開講式



## (訓練等の実施状況)



警備員特別講習(事前研修)学科講義



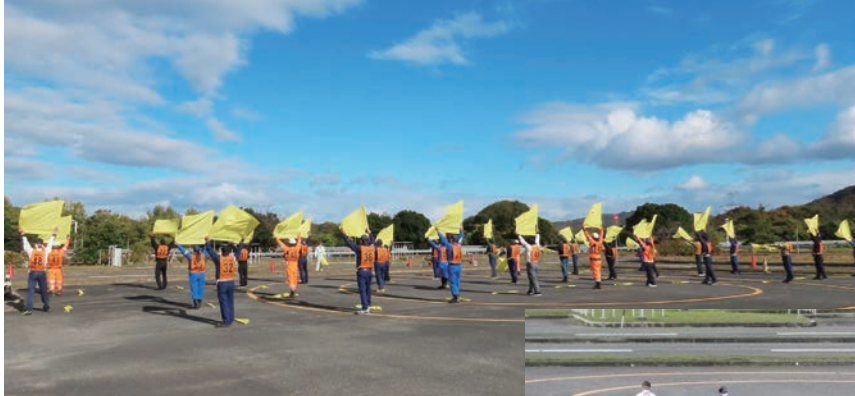
警備員特別講習(学科講義)



交通誘導警備業務講習(大旗による車両誘導要領)



交通誘導警備業務講習(後進誘導要領)



交通誘導警備業務講習  
(大旗による誘導等要領)

交通誘導警備業務  
(負傷者の搬送要領)



雑踏警備業務講習(群衆の整列の実施要領)



雑踏警備業務講習(緊急時の人による群衆の規制要領)



施設警備業務講習(警察機関等への連絡要領)



施設警備業務講習(出入管理要領)



施設警備業務講習(自動火災報知設備操作要領)



施設警備業務講習(VTRによる巡回実施要領)



貴重品運搬警備業務(貴重品積卸し時の警戒要領)



貴重品運搬警備業務講習(車載用無線機の操作要領)



貴重品運搬警備業務講習(警戒じょうの基本操作要領)

## OFFICERS LIST



(一社)岡山県警備業協会

## 役員名簿

令和7年10月1日現在

役職	氏名	所属会社・役職等	備考
会理 長事	松尾 浩三	近畿警備保障株式会社 代表取締役社長	
副会理 長事	山田 洋介	ALSOK株式会社岡山支社 前支社長	
副会理 長事	大谷 吉高	セコム株式会社岡山統轄支社 顧問	
副会理 長事	高田 吉行	株式会社アウルスタッフ 専務取締役	
理事	木下 聖士	壽警備保障株式会社 代表取締役社長	
理事	平田 浩	株式会社津山警備保障 代表取締役社長	
理事	近重 吾郎	株式会社サビックス 常務取締役	
理事	神坂 伸一	株式会社山陽セフティ 代表取締役社長	
理事	継山 清隆	株式会社CBS 代表取締役社長	
理事	景山 干城	株式会社倉敷セフティ 代表取締役社長	
理事	山田 久美子	日本ビル管理株式会社 代表取締役社長	
理事	福原 一義	税理士法人福原会計事務所 統括代表社員	
理事	岡田 康浩	一般社団法人 岡山県労働基準協会 専務理事	
理事	小倉 誠	公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター 専務理事	
専務理事	鈴鹿 邦彦	一般社団法人 岡山県警備業協会 専務理事	
監事	若林 薫	おかやまビジネス株式会社 代表取締役社長	
監事	山崎 俊昭	一般社団法人 岡山ビルメンテナンス協会 常務理事	
相談役	安達 正純	東洋警備管理株式会社 代表取締役社長	

## 備前エリア

OKAYAMA CITY・TAMANO CITY・AKAIWA CITY

令和7年10月1日現在

## 岡山市

(株)アウルセキュリティ	業務区分	●代表者 林 真史
	1号	●所在地 〒700-0924 北区大元2-7-10
	2号 ○	TEL(086)250-9228 FAX(086)250-9229
	3号	工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場の誘導警備
	4号	
機械		
暁セフティ(株)	業務区分	●代表者 俣野 祐之
	1号 ○	●所在地 〒700-0088 北区津島笹が瀬4-28
	2号 ○	TEL(086)214-5600 FAX(086)214-5633
	3号 ○	工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設・防犯・保安警備、現金・重要書類等の貴重品運搬警備
	4号	
機械		
朝日警備保障(株)	業務区分	●代表者 川口 恭志郎
	1号 ○	●所在地 〒700-0975 北区今6-7-1
	2号 ○	TEL(086)246-4169 FAX(086)246-4560
	3号	施設警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、列車見張り警備
	4号	
機械		
(株)アサヒセキュリティ 岡山営業所	業務区分	●代表者 尾崎 圭
	1号	●所在地 〒700-0981 北区西島田町11-10
	2号	TEL(086)805-0200 FAX(086)244-5080
	3号 ○	主に釣銭の配金、売上金の回収等の警備
	4号	
機械		
飛鳥総合警備保障(株)	業務区分	●代表者 林 保幸
	1号 ○	●所在地 〒702-8031 南区福富西1-9-41 ハヤシビル2F
	2号 ○	TEL(086)264-2295 FAX(086)262-2511
	3号	機械警備、施設警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、緊急通報システム、徘徊探知システム
	4号	
機械 ○		
(株)アスコ	業務区分	●代表者 久山 修
	1号 ○	●所在地 〒700-0921 北区東古松5-6-26
	2号 ○	TEL(086)223-0123 FAX(086)223-0121
	3号	ビル等の施設警備及び機械警備、イベント会場等における交通誘導警備
	4号	
機械 ○		
アトラクティブ大永(株)	業務区分	●代表者 小川 昌作
	1号 ○	●所在地 〒700-0904 北区柳町2-4-18
	2号 ○	TEL(086)231-0266 FAX(086)231-5118
	3号	病院・ビル等の施設警備及び総合管理、駐車場等の交通誘導警備
	4号	
機械		
(株)新創造社	業務区分	●代表者 高橋 一俊
	1号	●所在地 〒701-1152 北区津高29-1
	2号 ○	TEL(086)256-0039 FAX(086)252-3939
	3号	工事現場等の交通誘導警備
	4号	
機械		
(株)アルゴセキュリティー 岡山営業所	業務区分	●代表者 三宅 純
	1号 ○	●所在地 〒700-0816 北区富田町2-7-5 サンワビル504
	2号 ○	TEL(086)230-3099 FAX(086)230-3097
	3号	大型商業施設の防犯警備、駐車場等の誘導警備
	4号	
機械		

ALSOK(株)岡山支社	業務区分	●代表者 山口 隆
	1号	○
	2号	○
	3号	○
	4号	○
	機械	●所在地 〒700-0907 北区下石井2-10-12 杜の街グレースオフィススクエア3F TEL(086)234-9221 FAX(086)225-0178 機械警備、貴重品運搬警備、身辺警護警備及び総合設備管理
ALSOK岡山(株)	業務区分	●代表者 鍵元 智之
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0826 北区磨屋町10-20 磨屋町ビル7F TEL(086)225-3911 FAX(086)225-5605 工場・ビル等の施設警備及び総合警備管理
(株)英明警備	業務区分	●代表者 藤本 友明
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0971 北区野田2-5-2 TEL(086)250-5831 FAX(086)250-5832 通信・信号機工事に伴う交通誘導警備
NXキャッシュ・ロジスティクス(株)中国支店岡山センター	業務区分	●代表者 小路由久
	1号	
	2号	
	3号	○
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0962 北区北長瀬表町1-6-23 TEL(086)243-6900 FAX(086)241-7232 現金・重要書類等の貴重品運搬警備
(株)MMセキュリティ	業務区分	●代表者 森 幸江
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒701-0221 南区藤田1684-3 TEL(086)296-9379 FAX(086)296-9380 工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、列車見張り警備、駐車場等の交通誘導警備、学校等の巡回警備
(株)エムズプロジェクト	業務区分	●代表者 西 敏秀
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0973 北区下中野338-123 TEL(086)239-8831 FAX(086)239-8832 駐車場常駐警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
おかやまビジネス(株)	業務区分	●代表者 若林 薫
	1号	
	2号	
	3号	○
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0904 北区柳町1-1-23 TEL(086)223-7119 FAX(086)223-9499 現金・重要書類等の貴重品運搬警備
近畿警備保障(株)	業務区分	●代表者 松尾 浩三
	1号	○
	2号	○
	3号	○
	4号	○
	機械	●所在地 〒700-0954 南区米倉99-12 TEL(086)246-8812 FAX(086)246-8813 工事現場等の交通誘導警備・高速道路・施設・保安・貴重品運搬警備・各種イベントの雑踏警備、列車見張り警備、身辺警備
(株)K I G	業務区分	●代表者 田代 康介
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0905 北区春日町3-11 TEL(086)235-9225 FAX(086)235-9226 工事現場等の交通誘導警備、駐車場等の誘導警備、各種イベントの雑踏警備
(株)研美社	業務区分	●代表者 油谷 晃幸
	1号	○
	2号	
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0986 北区新屋敷町2-2-20 TEL(086)243-1585 FAX(086)243-1868 ビル等の施設警備
(一財)厚生会	業務区分	●代表者 内田 博
	1号	○
	2号	
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0837 北区南中央町1-20 TEL(086)222-8877 FAX(086)232-5339 公共施設の施設警備、巡回警備
(株)広成開発岡山営業所	業務区分	●代表者 花田 好文
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒700-0971 北区野田3-21-2 西岡山合同ビル2F TEL(086)239-7347 FAX(086)243-7787 主にJR岡山支社における列車見張り業務及び付随する施設警備、交通誘導警備

国際セーフティー(株) 岡山支店	業務区分	●代表者 則 枝 栄 作	
	1号	○	●所在地 〒700-0818 北区番山町9-19 岡山大同生命ビル2F
	2号	○	TEL(086)225-1151 FAX(086)232-4210
	3号		公共施設・商業施設等の施設警備、機械警備、防犯カメラの設置販売、AED リース・販売、イベント等の雑踏警備
	4号		
機械	○		
壽 警 備 保 障 (株)	業務区分	●代表者 木 下 聖 士	
	1号	○	●所在地 〒703-8271 中区円山150
	2号	○	TEL(086)276-6611 FAX(086)276-2548
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設警備、列車見張り警備
	4号		
機械			
(株) さくら警備保障	業務区分	●代表者 室 山 恵 紀	
	1号		●所在地 〒700-0921 北区東古松3-11-12
	2号	○	TEL(086)224-7776 FAX(086)224-7772
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場の誘導警備
	4号		
機械			
(株) サピックス	業務区分	●代表者 浅 原 康 幸	
	1号	○	●所在地 〒703-8225 中区神下450
	2号	○	TEL(086)279-0001 FAX(086)279-0006
	3号	○	施設警備及び総合管理、各種イベントの雑踏警備、機械警備、巡回警備、保安警備、工事現場等の交通誘導警備、幼児等の身辺警備
	4号	○	
機械	○		
(有) 三 天	業務区分	●代表者 寺 谷 敏 幸	
	1号	○	●所在地 〒700-0033 北区島田本町1-1-39
	2号	○	TEL(086)251-0800 FAX(086)251-1311
	3号		列車見張り及び交通誘導警備
	4号		
機械			
三 洋 環 境 (株)	業務区分	●代表者 小 林 寛 嗣	
	1号	○	●所在地 〒700-0051 北区下伊福上町8-20
	2号	○	TEL(086)253-7222 FAX(086)252-4464
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
機械			
(株) 山 陽 セ フ テ ィ	業務区分	●代表者 神 坂 伸 一	
	1号	○	●所在地 〒700-0965 北区西長瀬1206-7
	2号	○	TEL(086)363-1100 FAX(086)363-1109
	3号	○	機械警備、施設警備、巡回警備、各種イベントの雑踏警備、貴重品運搬警備、防犯カメラ、入退室管理システム
	4号	○	
機械	○		
(株) C B S	業務区分	●代表者 継 山 清 隆	
	1号		●所在地 〒700-0823 北区丸の内1-15-20
	2号		TEL(086)234-6535 FAX(086)234-6577
	3号	○	現金・重要書類等の貴重品運搬警備、ATM 保守管理、現金精算整理
	4号		
機械			
(株)ジェイアール西日本 総合ビルサービス 岡山支店	業務区分	●代表者 岡 本 伸 彦	
	1号	○	●所在地 〒700-0024 北区駅元町1-15
	2号		TEL(086)251-3869 FAX(086)251-3867
	3号		大型店舗・ホテル・ビル等の施設警備、駅等巡回警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
機械			
(株)ジャパン・セイフティ	業務区分	●代表者 重 藤 と も み	
	1号		●所在地 〒702-8022 南区福成3-6-22 重藤ビル1F
	2号	○	TEL(086)259-5010 FAX(086)259-5011
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場の誘導警備、巡回警備
	4号		
機械			
(株)ジャパン・ネットワーク システムズ	業務区分	●代表者 神 田 泰 治	
	1号	○	●所在地 〒700-0816 北区富田町1-2-12
	2号	○	TEL(086)283-5577 FAX(086)283-5588
	3号		店舗等の施設警備、各種イベントの雑踏警備、工事現場の交通誘導警備
	4号		
機械			
(株)スリーエス 岡山営業所	業務区分	●代表者 大 和 洋 平	
	1号	○	●所在地 〒700-0826 北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル4F
	2号	○	TEL(086)223-7030 FAX(086)236-1355
	3号		ビル等の施設警備及び総合管理
	4号		
機械			

セコム (株) 岡山統轄支社	業務区分	●代表者 山田和也
	1号	○
	2号	
	3号	○
	4号	○
	機械	○
セコムスタティック 西日本(株)岡山支店	業務区分	●代表者 奥隆雄
	1号	○
	2号	
	3号	
	4号	
	機械	
瀬戸内電気システム(株)	業務区分	●代表者 大山文彦
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
(株)セノン 岡山支社	業務区分	●代表者 村瀬健太
	1号	○
	2号	○
	3号	○
	4号	○
	機械	
セフト(株)岡山支社	業務区分	●代表者 永畑忠幸
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
セントラル警備保障(株) 岡山営業所	業務区分	●代表者 保志場剛正
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	○
	機械	○
太平ビルサービス(株) 岡山支店	業務区分	●代表者 北條達也
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
(有)中国セキュリティサービス	業務区分	●代表者 田中克典
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
(株)ティー・エス・アイ	業務区分	●代表者 丸尾学
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
T S E & C o. (株) MOANA SECURITY S E R V I C E	業務区分	●代表者 登田成一
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	
東京セフティ(株) 岡山支社	業務区分	●代表者 福田雅之
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	○
	機械	
東洋警備管理(株)	業務区分	●代表者 安達正純
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	

(株) ト ラ フ ィ ッ ク セ キ ュ リ テ ィ ー	業務区分	●代表者 平 田 淑 子 ●所在地 〒700-0975 北区今6-15-35 TEL(086)250-3911 FAX(086)250-3912
	1号	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	工事現場等の交通誘導警備・各種イベントの雑踏警備	
長田広告(株)岡山営業所	業務区分	●代表者 宮 森 計 成 ●所在地 〒701-0151 北区平野640 TEL(086)903-1503 FAX(086)903-1501
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	一般道路・工事現場の交通誘導警備及びイベント等の雑踏警備、 大型店舗・ビル等の施設警備	
ナ ッ ク 警 備 保 障 (株)	業務区分	●代表者 堀 悦 子 ●所在地 〒700-0803 北区北方2-1-7 TEL(086)801-0009 FAX(086)801-0045
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	施設警備、各種イベントの雑踏警備、工事現場等の交通誘導警備	
西日本高速道路 メンテナンス中国(株) 岡山保全事務所	業務区分	●代表者 中 田 隆 志 ●所在地 〒701-1153 北区富原2587-5 TEL(086)256-7734 FAX(086)256-7793
	1号	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	高速道路における交通規制業務	
(株) ニ タ カ 警 備	業務区分	●代表者 神 崎 貴 之 ●所在地 〒701-1152 北区津高570 TEL(086)239-7788 FAX(086)239-7784
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号 ○	
	4号 ○	
機械	工事現場・駐車場等の交通誘導警備、各種イベントにおける雑踏 警備等	
(株) 日 建	業務区分	●代表者 佐 藤 雅 一 ●所在地 〒700-0945 南区新保666-7 TEL(086)241-9181 FAX(086)243-1792
	1号 ○	
	2号	
	3号	
	4号	
機械	ビル等の施設警備及び総合管理、巡回警備	
日東グローブシップ・ カスタディアル・サービス(株) 岡山支店	業務区分	●代表者 高 橋 祐 樹 ●所在地 〒700-0901 北区本町2-5 ちゅうぎん駅前ビル6F TEL(086)221-0584 FAX(086)221-0586
	1号 ○	
	2号	
	3号	
	4号	
機械	大学構内施設警備、特定郵便局施設警備	
日 本 安 全 (株)	業務区分	●代表者 青 井 啓 悟 ●所在地 〒700-0975 北区今2-16-31 今村第V合同ビル1F TEL(086)239-3456 FAX(086)239-3457
	1号	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	工事現場・駐車場等の交通誘導警備、各種イベントにおける雑踏 警備	
日 本 管 財 (株) 岡 山 営 業 所	業務区分	●代表者 坂 根 伸 宏 ●所在地 〒700-0826 北区磨屋町1-6 岡山磨屋町ビル4F TEL(086)221-2420 FAX(086)221-2421
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	病院・ビル等の施設警備及び総合管理、駐車場・イベント会場等 の交通誘導警備	
(有)日本警備保障センター	業務区分	●代表者 花 澤 篤 幸 ●所在地 〒700-0927 北区西古松1-12-1 TEL(086)241-0033 FAX(086)244-2350
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、列車見張 り警備、駐車場等の誘導警備	
日 本 ビ ル 管 理 (株)	業務区分	●代表者 山 田 久 美 子 ●所在地 〒700-0903 北区幸町8-29 大樹生命岡山ビル内 TEL(086)225-6272 FAX(086)227-3207
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	ビル等施設警備及び総合管理、巡回警備、各種イベントの雑踏警 備、駐車場等の誘導警備	
(株) V シ ス テ ム	業務区分	●代表者 松 田 高 志 ●所在地 〒700-0822 北区表町3-11-1 TEL(086)230-5586 FAX(086)230-5587
	1号 ○	
	2号 ○	
	3号	
	4号	
機械	商業施設等の施設警備及びイベント会場等における交通誘導警備	

富士警備(株)	業務区分	●代表者 光 森 敏 典	
	1号	○	●所在地 〒701-1153 北区富原2133-1
	2号	○	TEL(086)255-9339 FAX(086)245-6035
	3号		工事現場、駐車場等の交通誘導警備・各種イベントの雑踏警備
	4号		
	機械		
富士警備保障(株)	業務区分	●代表者 神 農 泰 龍	
	1号	○	●所在地 〒700-0921 北区東古松480-23
	2号	○	TEL(086)225-3774 FAX(086)231-3902
	3号		工事現場、駐車場等の交通誘導警備、イベント等の雑踏警備、病院、商業施設の施設警備
	4号		
	機械		
(株)フジタケ	業務区分	●代表者 山 下 公 児	
	1号		●所在地 〒703-8248 中区樞22-3
	2号	○	TEL(086)275-9802 FAX(086)275-9802
	3号		工事現場、駐車場等の交通誘導警備等
	4号		
	機械		
(株)不二ビルサービス 岡山支店	業務区分	●代表者 山 本 直 彦	
	1号	○	●所在地 〒700-0904 北区柳町1-1-1 住友生命岡山ビル15F
	2号		TEL(086)232-9500 FAX(086)222-1647
	3号		ビル等の施設警備、駐車場管理
	4号		
	機械		
(株)芙蓉セキュリティー	業務区分	●代表者 伊 賀 義 高	
	1号	○	●所在地 〒700-0941 北区青江1-7-33 ルネ青江401号
	2号	○	TEL(086)259-1113 FAX(086)259-1114
	3号	○	施設警備、防犯・保安警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、高速道路規制誘導警備
	4号		
	機械		
両備ホールディングス(株) 両備テクノモビリティカンパニー	業務区分	●代表者 松 田 敏 之	
	1号	○	●所在地 〒700-0973 北区下中野717-103
	2号	○	TEL(086)243-0584 FAX(086)245-1466
	3号		公共施設、病院、大学、工場などの施設警備、店舗駐車場、各種イベントにおける雑踏警備
	4号		
	機械		
(株)ワールドセキュリティー	業務区分	●代表者 中 田 眞 理 子	
	1号		●所在地 〒700-0806 北区広瀬町2-7
	2号	○	TEL(086)226-5311 FAX(086)226-5322
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
	機械		

## 玉野市

(株)アイデアカンパニー	業務区分	●代表者 野 田 竜 也	
	1号	○	●所在地 〒706-0002 築港3-2-13
	2号	○	TEL(0863)81-8870 FAX(0863)33-3961
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設警備
	4号		
	機械		
(株)NHファシリティーズ 玉野事業所	業務区分	●代表者 桃 枝 義 彦	
	1号	○	●所在地 〒706-0012 玉2-11-1
	2号	○	TEL(0863)23-2635 FAX(0863)33-3929
	3号		工場等の保安警備、施設警備、巡回警備、港湾監視警備
	4号		
	機械		

## 瀬戸内市

(株)新日総合警備	業務区分	●代表者 金 光 洋 二	
	1号		●所在地 〒701-4274 長船町牛文796-1
	2号	○	TEL(0869)26-9595 FAX(0869)26-9696
	3号		交通誘導警備、各種イベント警備、駐車場警備
	4号		
	機械		



# 備中エリア

KURASHIKI CITY · KASAOKA CITY · TAKAHASHI CITY · NIIMI CITY

令和7年10月1日現在

## 倉敷市

(株)アウルスタッフ	業務区分	●代表者 三村 隆悟	
	1号	○	●所在地 〒710-0142 林841-5
	2号	○	TEL(086)470-2960 FAX(086)470-2961
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、ビル等の施設警備及び総合管理
	4号		
機械			
曙警備保障(株)	業務区分	●代表者 小幡 祐三	
	1号	○	●所在地 〒710-0803 中島2370-5
	2号	○	TEL(086)460-1180 FAX(086)460-1190
	3号		施設警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
機械			
いずみサポート(株) 岡山支社	業務区分	●代表者 栗原 修一	
	1号	○	●所在地 〒713-8103 玉島乙島8230
	2号		TEL(086)525-0670 FAX(086)525-0765
	3号		機械警備、駐車場等の安全警備、施設警備、巡回警備
	4号		
機械	○		
イチロー警備(有)	業務区分	●代表者 原田 一郎	
	1号	○	●所在地 〒710-0835 四十瀬26-1
	2号	○	TEL(086)421-1603 FAX(086)421-1602
	3号		列車見張り警備、工事現場等の交通誘導警備、雑踏警備、駐車場等の誘導警備
	4号	○	
機械			
ENEOS水島テクノ(株)	業務区分	●代表者 内野 一人	
	1号	○	●所在地 〒712-8054 潮通2-1
	2号		TEL(086)458-2590 FAX(086)458-4020
	3号		ENEOS(株)水島製油所B工場の出入門管理及び巡回警備
	4号		
機械			
(株)M・Kセキュリティー	業務区分	●代表者 大橋 精司	
	1号	○	●所在地 〒712-8051 中畝1-3-7
	2号	○	TEL(086)455-0188 FAX(086)455-0288
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、防犯・保安警備、施設警備、高速道路規制、列車見張り警備
	4号		
機械			
MG警備保障	業務区分	●代表者 金光 秀道	
	1号		●所在地 〒712-8057 水島東千鳥町3-17
	2号	○	TEL(086)444-5779 FAX(086)444-9013
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場等の誘導警備
	4号		
機械			
(株)エムセック	業務区分	●代表者 白井 博	
	1号	○	●所在地 〒710-0804 西阿知町新田10-2
	2号	○	TEL(086)460-0003 FAX(086)466-0023
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、巡回警備、駐車場等の誘導警備
	4号		
機械			
共栄警備保障(株)	業務区分	●代表者 石井 敏子	
	1号	○	●所在地 〒710-0061 浜ノ茶屋2-8-12
	2号	○	TEL(086)422-2136 FAX(086)422-2048
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、列車見張り警備、学校等の巡回警備
	4号		
機械			

倉敷警備保障(株)	業務区分	●代表者 永山久光
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒711-0921 児島駅前1-54 エイコー堂第2ビル1F TEL(086)473-6115 FAX(086)473-6140 ビル等の施設警備、工事現場等の交通誘導警備及び各種イベントの雑踏警備
(株)倉敷セフティ	業務区分	●代表者 景山干城
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒710-0038 新田2424-4 TEL(086)424-5778 FAX(086)424-1441 工事現場等の交通誘導警備、駐車場等の誘導警備、各種イベントの雑踏警備
K T C 警備(株)	業務区分	●代表者 木村勝也
	1号	
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒710-0026 加須山256-1 中村ビル202 TEL(086)428-3484 FAX(086)441-6278 工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場の誘導警備
(株)建美	業務区分	●代表者 幡司道士哉
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒710-0016 中庄1688-17 TEL(086)463-1271 FAX(086)462-8090 工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、ビル・病院等の施設警備、駐車場等の誘導警備
(株)サノテック 倉敷事業所	業務区分	●代表者 眞鍋圭
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒711-8588 児島塩生2767-21 TEL(086)475-1297 FAX(086)475-0294 工場等の施設警備及び総合管理、機械警備
(株)サントップ	業務区分	●代表者 室山祐二
	1号	○
	2号	
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒710-0826 老松町2-13-30 TEL(086)427-0111 FAX(086)422-1331 ビル等の施設警備及び総合管理
JFE西日本ジーエス(株) 倉敷本社	業務区分	●代表者 浅見忠世
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒712-8074 水島川崎通1 TEL(086)447-4580 FAX(086)447-2334 各種イベントの雑踏警備、工事現場等の交通誘導警備、製鉄所における施設警備・機械警備
(株)瀬戸内ビルサービス	業務区分	●代表者 高上征夫
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒711-0903 児島田の口3-11-55 TEL(086)477-3400 FAX(086)477-3401 病院等の施設警備及び総合管理、工事現場等の交通誘導警備
(株)瀬戸ゼネラルサービス	業務区分	●代表者 松田幹央
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒711-0934 児島塩生2767-24 TEL(086)475-1340 FAX(086)475-1370 ビル・工事・事業所・港湾施設等の施設警備業務、工事現場等の交通誘導警備業務
(株)セントラル警備保障	業務区分	●代表者 塚本圭介
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒712-8034 水島西栄町2-1 TEL(086)440-1212 FAX(086)440-1345 工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場誘導警備、巡回警備、規制車両持込みでの高速道路規制保安業務
大和警備保障(株)	業務区分	●代表者 安東康雅
	1号	○
	2号	○
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒710-0803 中島868-3 TEL(086)465-1665 FAX(086)465-1653 ビル・病院等の施設警備、機械警備、巡回警備、港湾監視警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
中谷エネテック(株) 水島本社	業務区分	●代表者 中谷庄太
	1号	○
	2号	
	3号	
	4号	
	機械	●所在地 〒712-8072 水島中通3-3-4 TEL(086)448-3208 FAX(086)448-3207 製油所内の保安・防災警備、巡回警備

フジガード(株) 倉敷営業所	業務区分	●代表者 村上健次	
	1号	○	●所在地 〒710-0834 笹沖638-1
	2号	○	TEL(086)435-9975 FAX(086)435-9985
	3号		工事現場・駐車場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、巡回警備
	4号		
機械			
(株)ブライト	業務区分	●代表者 西山千香子	
	1号	○	●所在地 〒710-0253 新倉敷駅前5-225-1
	2号	○	TEL(086)523-0123 FAX(086)526-8707
	3号		工事現場等の交通誘導警備、雑踏警備、駐車場の誘導警備
	4号		
機械			
(有)ブルーロード警備 倉敷営業所	業務区分	●代表者 小手川ひとみ	
	1号	○	●所在地 〒710-0803 中島828-1
	2号	○	TEL(086)466-4334 FAX(086)466-4340
	3号		規制車両・資機材等持ち込みでの工事現場等の交通誘導警備、高速道路での規制、列車見張り警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
機械			
(株)ミズケイ	業務区分	●代表者 吉田栄樹	
	1号	○	●所在地 〒710-0824 白楽町67-8
	2号	○	TEL(086)421-6078 FAX(086)421-6079
	3号		規制車両・資機材等持ち込みでの工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設警備、巡回警備、列車見張り警備、競艇場駐車場警備、電話故障時の対応に伴う誘導警備
	4号		
機械			
(有)ミツワ警備保障	業務区分	●代表者 岡部将典	
	1号		●所在地 〒710-0038 新田2554-2
	2号	○	TEL(086)476-6094 FAX(086)476-6096
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
	4号		
機械			
(有)弥生商会 HELLO SECURITY	業務区分	●代表者 荒木美穂	
	1号	○	●所在地 〒712-8033 水島東栄町10-30
	2号	○	TEL(086)448-2076 FAX(086)448-2081
	3号	○	工事現場・駐車場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備等
	4号	○	
機械			

## 笠岡市

(株)岡山セキュリティービジネス	業務区分	●代表者 加藤昭二	
	1号		●所在地 〒714-0082 一番町3-35
	2号	○	TEL(0865)63-6306 FAX(0865)63-1334
	3号		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備等
	4号		
機械			

## 高梁市

中村建設(株)	業務区分	●代表者 中村浩巳	
	1号		●所在地 〒716-0046 横町1541-5
	2号	○	TEL(0866)22-1777 FAX(0866)22-7616
	3号		主に高速道路における交通規制・交通誘導業務
	4号		
機械			

## 新見市

(有)日本セフティ	業務区分	●代表者 藤明玲子	
	1号	○	●所在地 〒718-0017 西方868-1
	2号	○	TEL(0867)71-1171 FAX(0867)71-1170
	3号		巡回警備、列車見張り警備、工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、身辺警備
	4号	○	
機械			

## MEMBERSHIP LIST



## 美作エリア

TSUYAMA CITY · KAGAMINO TOWN · MANIWA CITY

令和7年10月1日現在

## 津山市

(株)アイエス警備保障	業務区分	●代表者 石井 聡	
	1号	○	●所在地 〒708-1123 下高倉西1595-8
	2号	○	TEL(0868)29-3805 FAX(0868)29-3806
	3号		
	4号 機械		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備
(株)Aファーストサービス	業務区分	●代表者 有元正英	
	1号		●所在地 〒708-1124 高野山西676-1
	2号	○	TEL(0868)35-3084 FAX(0868)35-3085
	3号		
	4号 機械		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、駐車場の誘導警備、巡回警備
作陽警備保障(株)	業務区分	●代表者 西本絹代	
	1号		●所在地 〒708-0825 志戸部714-1
	2号	○	TEL(0868)23-6226 FAX(0868)24-2868
	3号		
	4号 機械		工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設警備
(株)津山警備保障	業務区分	●代表者 平田 浩	
	1号	○	●所在地 〒708-1125 高野本郷2504-8
	2号	○	TEL(0868)26-6515 FAX(0868)26-6146
	3号		
	4号 機械	○	工事現場等の交通誘導警備、各種イベントの雑踏警備、施設警備、巡回警備、列車見張り警備
(株) N E X	業務区分	●代表者 山崎 司	
	1号		●所在地 〒708-0003 北園町25-19
	2号	○	TEL(0868)35-3320 FAX(0868)35-3327
	3号		
	4号 機械		交通誘導警備
平和警備保障(株)	業務区分	●代表者 厨子和子	
	1号	○	●所在地 〒708-1203 大吉269-25
	2号		TEL(0868)36-6120 FAX(0868)36-6123
	3号		
	4号 機械		工場等の施設警備
森安建設(株)	業務区分	●代表者 角田直之	
	1号		●所在地 〒708-0842 河辺408-1
	2号	○	TEL(0868)35-2626 FAX(0868)35-2627
	3号		
	4号 機械		主に高速道路を中心とした交通規制・交通誘導業務

## 苫田郡鏡野町

人形峠原子力産業(株)	業務区分	●代表者 瀬島栄史	
	1号	○	●所在地 〒708-0601 上斎原1539-1
	2号		TEL(0868)44-2517 FAX(0868)44-2045
	3号		
	4号 機械		原子力関連施設における施設警備

## 真庭市

(株)中国ロードサービス	業務区分	●代表者 池上博明
	1号	●所在地 〒719-3143 下市瀬1212-1
	2号 ○	TEL(0867)45-7537 FAX(0867)45-7538
	3号	高速道路等における交通規制・交通誘導警備、各種イベント警備
	4号	
	機械	
(有)真庭警備保障	業務区分	●代表者 則本 満
	1号	●所在地 〒719-3224 目木1822-1
	2号 ○	TEL(0867)42-9005 FAX(0867)42-9006
	3号	交通誘導警備、駐車場警備、各種イベント警備
	4号	
	機械	
(株)ライフ警備	業務区分	●代表者 古谷 勝
	1号 ○	●所在地 〒719-3111 開田319-5
	2号 ○	TEL(0867)44-1539 FAX(0867)44-1539
	3号	一般道路及び工事現場等における交通誘導警備、イベント会場等の雑踏警備、巡回警備
	4号	
	機械	

## 協会関係団体・協力組織等

一般社団法人 全国警備業協会  
 各都道府県警備業協会  
 一般社団法人 警備員特別講習事業センター  
 公益社団法人 岡山県防犯協会  
 公益財団法人 岡山県暴力追放運動推進センター  
 一般財団法人 岡山県交通安全協会  
 一般社団法人 岡山県労働基準協会  
 岡山県交通安全対策協議会  
 安全・安心岡山県づくり県民会議  
 岡山県自動車盗難等防止対策協議会  
 特殊詐欺被害防止ネットワーク担当者会議  
 岡山労働局人材確保対策推進協議会  
 岡山商工会議所  
 など（順不同）



# 献血サポーター

私たちは献血推進キャンペーンを応援しています。

# 子どもの安全・安心見守り宣言

## 1 宣言

(一社)岡山県警備業協会は、地域の宝である子どもたちが犯罪の被害に遭うことなく、健やかに成長することができる地域社会の実現に向けて、子どもの安全・安心の取組を進めることをここに宣言します。

## 2 子どもの安全・安心見守りの取組

(一社)岡山県警備業協会は、子どもの安全・安心を確保するための取組として、次に掲げる事項を実施します。

### ○ 防犯責任者

事業所ごとに防犯責任者を設置し、防犯責任者を中心に子どもの見守り活動を展開します。

### ○ 子ども 110 番の家

事業所を子ども 110 番の家とし、地元小学校等と連携し、子どもの見守り活動を展開します。

### ○ 姿そのものが犯罪抑止力となる街頭活動

警備員の着る服装に、「子どもとお年寄りの安全・安心を」等を表したワッペンを装着し、警備員が平素の活動中にも常に子どもとお年寄りの見守り活動を展開します。

平成 21 年 4 月 8 日 一般社団法人岡山県警備業協会



# 暴力団等反社会的勢力排除宣言

私たち警備業は、人の生命、身体、財産を守る安全産業としての自覚と誇りを持ち、適正な業務の提供に努めるとともに警備業に対する社会的信頼を高めるため、岡山県警察本部、岡山県暴力追放運動推進センター、岡山県弁護士会と連携して、次の事項を実践し、暴力団、暴力団関係企業、暴力団密接交際者、匿名流動型犯罪グループなどの反社会的勢力（以下、「暴力団等反社会的勢力」という。）を排除します。

一、私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、一切の関係を遮断します。

一、私たちは、暴力団等反社会的勢力とは、商品及びサービスの提供その他一切の取引を行いません。

一、私たちは、暴力団等反社会的勢力による不当要求は、断固拒絶します。

以上宣言する。

令和 6 年 9 月 20 日 一般社団法人岡山県警備業協会

# 協 定 書

一般社団法人岡山県警備業協会を甲、岡山県警察本部を乙として、「高齢者交通安全ひと言運動」による交通事故防止活動について、次のとおり合意する。

- 1 甲は、警備業務を通じて高齢者に接する際に、交通事故を防止するための「交通安全ひと言アドバイス」を実践するとともに、道路上において危険な行動をとる高齢者を発見した場合には、注意喚起や警察への通報など、適切な措置を行うこととする。
- 2 乙は、甲が上記 1 を行うために必要な情報提供を随時行うこととする。

甲及び乙は、以上を相互に申し合わせし、署名の上、本協定書を各自保有する。

平成 25 年 9 月 12 日

甲 一般社団法人岡山県警備業協会 会長 中居正志  
乙 岡山県警察本部 交通部長 橋本重彦

# 災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関する協定(抜粋)

岡山県(以下「甲」という。)と一般社団法人岡山県警備業協会(以下「乙」という。)  
は、災害時における地域安全の確保に係る警備業務の実施に関し、次のとおり協定を締結  
する。

(目的)

第1条 この協定は、災害時において、甲の要請に基づき乙が緊急かつ優先的に実施すべき  
警備業務に関し、必要な事項を定め、もって的確かつ実効性のある警備業務を実施すること  
によって、地域安全の確保に資することを目的とする。

(災害の定義)

第2条 この協定における「災害」とは、災害対策基本法第2条第1号に定める災害のうち、甲  
が乙に対し協力を要請する必要があると認めるに足りる規模の災害とする。

(警備業務の内容)

第3条 甲の要請により乙が調整を行う警備業務は、警備業法第2条に基づく次の警備業務  
(以下「当該業務」という。)とする。

- (1) 災害時における緊急交通路の確保のための交通誘導警備業務
- (2) 避難所等における犯罪防止等のための警戒活動を行う施設警備業務
- (3) 被災地及び避難所等における交通誘導警備業務
- (4) その他甲において必要と認める警備業務

(業務の要請等)

第4条 甲は、災害が発生した場合において、乙の協力を必要と認めるときは、当該業務の内  
容、日時、場所、必要人員及び従事期間を特定した上で、岡山県警察を通じて、乙に対し当該  
業務の実施を要請する。

(業務の実施)

第5条 前条による要請を受けた乙は、遅滞なく乙の会員事業者と当該業務の実施に向けた  
調整を行うものとする。

2 前項の調整の結果、当該要請に応じる場合は、乙は速やかに、岡山県警察を通じて、甲に報  
告するものとする。

3 第1項の調整により、前条に係る当該業務(以下「受託業務」という。)を受託する会員事業  
者又は共同事業者は、この協定の目的に沿って、自社等に所属する警備員を甲が指定する  
場所に出動させ、受託業務を誠実に実施するものとする。

(以下省略)

令和4年12月20日

甲 岡山県

岡山県知事 伊原木 隆 太

乙 一般社団法人岡山県警備業協会

会長 松尾 浩 三

# 犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関する協定(抜粋)

一般社団法人岡山県警備業協会(以下「甲」という。)及び岡山県警察(以下「乙」という。)は、犯罪の起きにくい社会づくりの推進に関する協定を次のとおり締結する。

第1条 この協定は、甲と乙が連携して、犯罪の起きにくい社会づくりに関する活動を推進し、もって、子供、女性、高齢者をはじめ、全ての県民が安全安心に暮らすことができる社会の実現に寄与することを目的とする。

第2条 甲は、犯罪の起きにくい社会づくりを推進するため、事業活動等を通じて、次の各号に掲げる活動等に取り組むものとする。

- (1) 社用車等での移動中などの警備業務に支障のない活動の機会を通じて、地域の安全パトロールや子供の見守り活動に協力するとともに、事件事故や不審者に関する情報を認知したときは、速やかに乙に通報するものとする。
- (2) 特殊詐欺被害防止のため、甲に加盟の事業所は、広報啓発に取り組むとともに、自らが警備業務を行っている店舗に設置の金融機関のATM(現金自動預け払い機)への立ち寄り警戒のほか、公共空間での利用客に対する声掛け等に協力するものとする。
- (3) 乙が推進する「犯罪の起きにくい社会づくり推進・応援企業」に甲の加盟各事業者が積極的に参加し、各種地域安全活動に取り組むものとする。
- (4) 事件事故、災害等が発生した場合は、乙の要請により、運用要領に基づき、加盟事業者の各車両に登載されたドライブレコーダーの記録データを、必要と認められる範囲で提供するなど、乙の行う警察活動に協力するものとする。

2 乙は、甲が行う地域安全活動を支援するため、防犯情報を提供し、また、甲が行う防犯に関する活動、講話、研修などの事業に対して、講師の派遣や資料の提供、その他必要な対応を可能な範囲で行うものとする。

第3条 この協定は、甲、乙の行う業務を制約するものではなく、また、特別な義務や権限を与えるものではない。

平成29年9月6日

甲 一般社団法人岡山県警備業協会

会長 中居正志

乙 岡山県警察本部

生活安全部長 吉村清孝

# ガードくん賠償責任保険

(警備業者賠償責任保険団体制度)

全警協の加盟員ならではの団体保険制度です。  
一般加入と比べてメリットのある内容ですので、  
是非とも加入検討をお願いします。

## ガードくん賠償責任保険のメリット

### ① 保険料が最大約35%割引

- ・スケールメリットにより低廉な保険料を実現!
- ・割引率は制度全体の保険金支払で決定するため、割引率が安定的!

### ② 補償面が一般契約より優位

- ・警備契約書記載の警備の付随業務も補償!
- ・鍵再作成費用を最高2000万円まで補償!

### ③ 多くの代理店で取扱い可能

参入保険会社※の取扱いのある代理店であれば、既契約窓口の代理店  
を変えることなく加入が可能! ※三井住友海上・あいおいニッセイ同和・日新火災

保険期間は令和7年6月1日から  
令和8年6月1日となります。

毎月1日から保険期間満了日までの  
中途加入受付中です。



©全警協

是非とも見積もりを  
ご依頼ください!

保険料見積りサービス▼



パンフレットの内容は  
全国警備業協会のホームページ  
(<http://www.ajssa.or.jp/hoken/>)  
からも閲覧可能です。  
是非ご覧ください。



QRコード\*での  
アクセスはこちらから

※「QRコード」は(株)デンソーウェブの登録商標です。



<パンフレットイメージ>



一般社団法人 全国警備業協会  
All Japan Security Service Association

あなたの日常を守る「警備」の世界に注目！

# 警備 という仕事

それは、縁の下の力持ちではない

「静かなヒーロー」  
守るといふ表舞台にひとり勇む

## 業界初の取り組みがはじまる

新たな2つの取り組みで  
警備業の魅力を発信！

スペシャルムービー

『静かなヒーロー』を公開！

警備員と若き画家の静かな出会いから始まる、警備員の日常を描く名作。「何も起きない日常」の裏には、警備員の当たり前が隠されている…映画監督・定谷美海氏が描いた物語にメインキャストが加わり、前後編各約8分の短編に「静かなヒーロー」の尊さが凝縮されています。ぜひ特設サイトでこの名作を堪能し、堀部圭亮氏のインタビュー記事もお見逃しなく！

人気シリーズ「まんがひみつ文庫」

最新刊『警備業のひみつ』が登場！

親しみやすいまんがで、警備の役割や社会的重要性をわかりやすく紹介。  
子どもから大人まで、誰もが楽しめる一冊です！



スペシャルムービー

「静かなヒーロー」公開中

俳優の堀部圭亮さん&前原滉さんがダブル主演！



特設サイトは  
こちらから

<https://ajssa.com/>



全国警備業協会  
©AJSSA

(一社)岡山県警備業協会

〒700-0824 岡山市北区内山下2-11-18

TEL (086) 231-6240

FAX (086) 234-0356

URL:<https://okakeikyo.or.jp/>

